



## 7月1日から地域包括支援センターは、ふれあいセンターかがやきへ

松伏町地域包括支援センターは、介護老人保健施設プルミエール内からふれあいセンターかがやきへ移転しました。

高齢者の方々が、住み慣れた地域で生活を継続することができるように、心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。お気軽にご相談ください。

■開所日／月曜日から土曜日

(日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、閉所)

■開所時間／午前9時～午後5時

■住所／松伏町大字松伏357番地

■電話／992-2468

## 介護保険料納入通知書を送付します

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した日常生活を営むことができるようにする公的保険です。そのため、40歳以上の方に加入が義務付けられています。

介護保険制度を運営するための財源は、介護サービスにかかる費用の10%が利用者の自己負担、残りの90% (介護給付費)は、国・県・町の公費と、40歳以上の方に納めていただく介護保険料です。

### ■第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

介護保険料は、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得、4月1日現在の世帯状況等に応じて決定します。

第1号被保険者の介護保険料の納付方法には、「普通徴収(納付書又は口座振替)」と「特別徴収(年金天引き)」があります。

▶普通徴収の方には、7月上旬に平成25年度分の納入通知書(納付書)を送付します。

▶特別徴収の方には、9月上旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

### ■第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の介護保険料

健康保険税(料)と一体で納めていただいております。保険料額は、加入している健康保険によって異なります。



## 後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します

### 平成25年度の保険料額が確定しました

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

※1 保 険 料	=	均 等 割 額 41,860円	+	所 得 割 額	※2 所得金額×所得割率8.25%
-------------	---	-----------------	---	---------	----------------------

※1 保険料 上限55万円

※2 所得金額とは…収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除(33万円)を控除した金額のことで、

保険料の納付方法には、「普通徴収(納付書又は口座振替)」と「特別徴収(年金天引き)」があります。

### ■納付方法

▶普通徴収の方には、7月中旬に平成25年度分の納入通知書(納付書)を送付します。

▶特別徴収の方には、7月下旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

※年度途中で被保険者資格を取得された方は、一定期間、普通徴収後に特別徴収に変更されます。

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(水)で使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証を個々の被保険者あてに、簡易書留で送付します。

# 国民健康保険被保険者証の更新時期です

現在、ご使用の国民健康保険被保険者証は、7月31日(水)で使用できなくなりますので、7月下旬に新しい被保険者証を世帯主あてに送付します。

ただし、保険税の納付状況によって短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

# 国民健康保険税納税通知書を送付します

国民健康保険税は、被保険者(加入者)一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。なお、納税通知書を7月上旬に送付します。

## ■普通徴収の納期限(年間8回)

【第1期】 7月31日(水)	【第2期】 9月 2日(月)
【第3期】 9月30日(月)	【第4期】 10月31日(木)
【第5期】 12月 2日(月)	【第6期】 12月25日(水)
【第7期】 平成26年 1月31日(金)	【第8期】 平成26年 2月28日(金)

※国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください。

■取扱窓口／平成23年度から、これまでの取扱窓口(金融機関等)に加え、納期限内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます(平成23年度以降に課税されたものに限る)。



# 国民年金保険料の免除・猶予制度について

国民年金の第1号被保険者で、経済的な理由や災害などにより現在保険料を納めることが困難な方には、所得審査で承認された場合、保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

## 免除制度

- ▶全額免除は、保険料の全額が免除になる制度です。
  - ▶一部免除は、一部保険料を納付することにより、残りの保険料が免除になる制度です。
- ※所得審査は申請される方と配偶者、世帯主の平成24年中の所得が対象となります。

## 若年者納付猶予制度

- ▶30歳未満の方は免除制度のほかに、若年者納付猶予制度があります。
  - ▶学生の方は、対象外となります。学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。
- ※所得審査は申請される方と配偶者の平成24年中の所得が対象となります。

免除や若年者納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、後日遡って納付することができ、将来の年金額に納付した期間として算入されます。この遡り納付(追納)は、追納申請が承認された月の前10年以内の免除や猶予期間に限られています。

**平成25年度免除申請受付は7月から始まります**

## ■申請に必要なもの

- ▶年金手帳      ▶印鑑
- ▶失業による申請の場合には、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給者証など公的機関の証明書
- ▶転入により松伏町で所得が確認できない方は、前住所地での平成24年中の所得証明書
- ▶代理人の方が申請に来られる場合は、来られた方の本人確認のできるもの(運転免許証・パスポート等)。また、申請人と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要となります。